

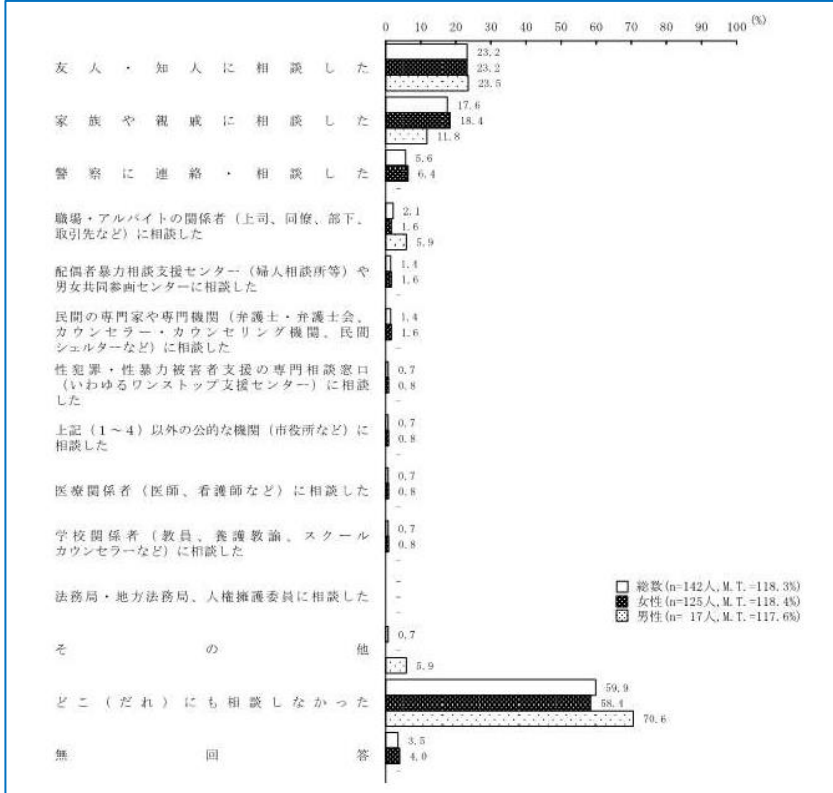
発見！ジェンダーパネル NO.8

自分を責めないで



第5次男女共同参画基本計画（第5分野）では「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を掲げています。配偶者間暴力、ストーカー行為、性暴力、子どもへの性虐待などは、重大な人権侵害であり犯罪行為です。顔見知りなど親しい間柄で起こることも知られています。被害の相談先をみると（右図）、6割近くの人が誰にも相談せずにひとりで抱え込んでいます。理由として「恥ずかしくて誰にも言えなかった」（43.5%）、「自分さえがまんすれば、このままやっていけると思った」（32.9%）と続きます（内閣府『男女間における暴力に関する調査』2021）。適切なケアを受けることは心身ともに回復していく助けになります。もし、被害にあったり、身近な人が苦しんでいたら、ためらわずに専門機関へ相談してみてください。

無理やりに性交等をされた被害の相談先（複数回答）



グラフ詳細はこちら↓



内閣府『男女間における暴力に関する調査』2021より抜粋